

平成23年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成23年9月28日 午前10時00分 開会
午後 2時19分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	松 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 9番 阿 古 和 彦 10番 溝 口 幸 夫

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成22年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 平成22年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成22年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成22年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成22年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成22年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第11号 平成22年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議第38号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第39号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第41号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第42号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第43号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第44号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城第2保育所整備工事）
- 日程第18 議第40号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 発議第2号 取調べの全過程の可視化を求める意見書
- 日程第20 発議第3号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書
- 日程第21 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員18名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

ご報告を申し上げます。本日、午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について運営委員長よりご報告を願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 それでは皆さん、おはようございます。本日、議会運営委員会を開催をいたしまして、常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査について協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

先日、理事者より議長に対し、地域活性化事業新道の駅建設事業について、議会の調査事項として審査願いたい旨の申し出があり、その取扱いについて協議をいたしました。その結果、今後、地域活性化事業新道の駅建設事業については、所管である都市産業常任委員会において、付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定をいたしました。

以上、報告といたします。議員の皆様にはご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 ただいま委員長報告のとおり、今後、地域活性化事業新道の駅建設事業につきましては、都市産業常任委員会の調査事項として審査いただきますので、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第11、認第11号まで以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

15番、下村君。

下村決算特別委員長 おはようございます。去る7日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第11号までの11議案につきまして、20日、21日、22日及び26日の4日間にわたり当委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告申し上げます。

まず、認第1号、平成22年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。質疑といたしましては、まず、総務費では、現在行われている3つの市民相談窓口事業の実績について、また若者を対象とする就業に関する無料相談を行うとされていたが、実際どのようにされたのかという問いに対し、消費生活相談及び無料法律相談については前年とほぼ同じ件数であったが、人権・行政心配ごと相談については前年よりも11件減っている。理由としては、生計や家族または財産など、多岐にわたる相談内容となっているため、ほかの専門的な相談事業へ回られたことなどにより件数が減ったものと考えている。若者の就業に関する無料相談については、NPO法人若者サポートステーションヤマトによる無料相談が月1回當麻文化会館で行われ、平成22年度は19件の相談を受けているという答弁がありました。また、市民が利用しやすくするために、相談回数の拡充や時間設定などについて、どのように考えられ

ているのかという問いに対し、平成23年度から消費生活相談では御所市と共同で消費生活相談を行うことにより、月曜日以外に木曜日は御所市の窓口で相談が受けられることになった。また、県の消費生活相談窓口は毎日開催しているので、そちらの紹介もしている。無料法律相談については、葛城市を含む中南和の29市町村で構成している中南和法律相談センターでも20カ所の相談所を設け、毎日輪番制で開催し、昨年度は葛城市の方で32名が利用している。さらに現在近畿司法書士会から、金額の少ない相談であれば司法書士も相談を受けることができるということで、葛城市での開催の申し出があり、テスト的に土曜日の昼間に相談窓口を開く予定をしている。そして、消費生活相談業務において、職員が県等の研修に参加し、さまざまな対応ができるよう取り組んでいきたいという答弁がありました。

次に、ふるさと応援寄付報償費の内容について教えてほしいという問いに対し、平成22年度のふるさと応援寄付金は市内外あわせて34件で、382万1,100円の寄付をいただいた。市外の方に対しては、寄付金が1万円から3万円未満の方には5,000円相当の特産品と1,000円程度の記念品を、3万円以上寄付いただいた方には1万円相当の特産品と1,000円程度の記念品を贈り、合計22万3,000円相当の特産品等をお贈りした。市内の寄付をいただいた方には1,000円程度の記念品のみを贈り、合計2万3,400円相当の記念品を贈っているという答弁がありました。

次に、基幹システム共同化について、1年間の進捗状況と、共同化によりどの程度の節減効果があるのか教えてほしいという問いに対し、システムの共同化で一番大事な作業となる新システムと22ある現行業務の移行作業を、16の分科会に分けてすり合わせ作業を行っていたが、ほぼ終了しており、旧データの移行作業についても、予定している3回のデータ移行作業のうち1回目の移行作業が問題なく終わったところである。また、新システムのテストマシンを各課に設置し操作指導を行うなど、進捗状況としては全体の40%ぐらいと考えている。本格稼働は、当初は平成24年1月を予定していたが、すり合わせによりできた課題の解決など慎重を期する作業が必要とされるため、3月稼働の予定をしている。今回のクラウド化による節減効果としては、新規システムを導入すると約1億円の費用がかかるが、サーバー等の機械類、それに伴うシステム保守、サポート等が不要となり、使用料だけで済むので約5,000万円程度の費用が節減できるという答弁がありました。

次に民生費では、保育所費で設計委託料894万8,100円となっているが、建築確認申請費用は入っているのかという問いに対し、磐城第2保育所整備工事設計委託業務において、用地取得等のおくれから平成22年度中に確認申請等の手続期間が不足するため、申請手続業務の55%を平成22年度の業務内容としていた。そのため、建築確認申請の設計図書作成までが入っているという答弁がありました。また、設計委託業務と監理委託業務では入札をそれぞれ別にすべきだと思うが、どのように執行しているのかという問いに対し、平成22年度の磐城第2保育所整備工事設計委託業務の入札の結果、請負率が48.9%とかなり低価格で落札された。平成23年度の監理業務の業者選定においては、設計内容を熟知した設計図書作成業者を指名し、見積書を徴取し、前年の設計業務の請負率を下回ったことにより、平成23年度の監理委託業務を同社と随意契約した。今後、契約の公平性や透明性の確保に取り組んでいく

いという答弁がありました。

また、緊急通報装置設置の推移は、また、ひとり暮らしの方は何名おられ、日中独居の方への設置についてはという問いに対し、緊急通報装置設置者は平成21年度は229名で、平成22年度で新たに15名ふえたが、死亡、転出等で22名減り、差し引き7名減の222名である。平成22年10月現在でひとり暮らしの方は680名おられるが、緊急通報装置の設置要綱ではひとり暮らしで体に何らかの疾病がある方が対象になっており、協力員の登録も必要となってくるため、現在日中独居の方の設置は検討していないという答弁がありました。

また、生活保護の適用状況について、年代別と定期的な調査の状況はという問いに対し、生活保護は平成23年4月現在で142世帯、196名おられる。そのうち、高齢世帯は76世帯で53.5%を占めている。また、病気が原因によるものは50代以上が多く、その場合短期で治るのは少なく、少しずつ収入状況を見ながら自立を目指している。また、調査についてはA B C Dの4つのランクに区分けして、Aについては毎月1回訪問、Bについては3カ月に1回、Cについては半年に1回、Dは施設や入院されている方で1年に1回実施しており、特に問題のある場合は1カ月に2回、3回と訪問調査させてもらっているという答弁がありました。

次に衛生費では、厚生労働省の勧告で接種勧奨を控えられていた日本脳炎予防接種が、平成22年度から受けられるようになったが、その後の経過はという問いに対し、平成22年度の日本脳炎予防接種者は558名で延べ1,017件、そのうち接種勧奨を控えていたことによる特例措置で接種した方は43名である。平成23年度は個別接種対象者のうち、3歳から10歳までの方については個別に通知し、ホームページや広報等にも掲載してお知らせしているという答弁がありました。また、本市では平成22年度から、中学1年生から中学3年の女兒に子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に取り組んでいるが、ワクチン不足等によるその後の経過はという問いに対し、子宮頸がん予防ワクチンは県下で先駆けて桜井市と本市が2月より接種するようになったが、3月初旬にワクチン不足により接種を中断した。その後、本年度7月から接種できるようになり、経過措置として高校1年生まで対象としているという答弁がありました。

また、母子保健事業費の妊婦健康診査の公費負担について、また白血病の抗体検査の実施についてはという問いに対し、平成21年度は8万円の公費負担で実施していたが、平成22年度は国が示す14回の検診費用に近づけるため、クーポン券2枚を追加し上限8万5,000円で実施した。また、10月に国から白血病の抗体検査を妊娠30週までに受けることが義務づけられ、県内の病院でこの検査を実施していることから、本事業に入れられている。妊娠から出産まで14回の検診を受けられている人は88名おられ、1人当たりの助成額は平均6万9,100円で、全国平均を下回っているという答弁がありました。

次に農林商工費では、有線放送維持管理費について、有線放送設備の補修状況はという問いに対し、平成22年度の補修件数は238件で、平成21年度の148件と比較して62%の増加となった。修理内容は老朽化によるショート等による配線修理や、住宅地の増加により音圧が伝わりにくいということで地域アンプの音圧のアップ、行政サービスの一環として行ったスピーカーのメンテナンス等となっているという答弁がありました。また、有線と無線の費用負

担の差と今後の考え方はという問いに対し、當麻地区の無線は無償貸与だが、新庄地区における有線スピーカーの新設については、特に指定はないが、市が売り払う場合スピーカー1台3,990円、さらに配線工事として、最寄の電柱までは市が架空電線を延長するが、軒下への配線、屋内の配線、スピーカーの取り付けについては個人の負担ということでお願いしている。この負担の差については大きな課題である。今後、平等性が図られるよう考えていきたいとの答弁がありました。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業費の内容及び現在の状況について教えてほしいという問いに対し、本事業は国の補助事業で、地域における継続的な雇用機会の拡大を図ることを目的として、4つの事業を民間企業等に委託し7名を雇用した。まず、学校情報教育補助員派遣事業は、教材の作成補助等を目的として2名の専門家を雇用し、各学校現場に派遣して教員のコンピューター技術向上の指導を行っている。次に、米粉付加価値商品開発事業は株式会社農業法人當麻の家に委託し、管理栄養士を1名雇用して、パンやせんべい等の米粉の加工品の商品化、ブランディング化を進めている。次に乳製品付加価値商品開発事業は有限会社リテールマーケティングに委託し、2名を雇用して、古代チーズの酪や蘇に着目してマーケティングを図っている。特に循環型社会推進事業は特定非営利法人の奈良グリーンサポートネットに委託し、2名雇用して、バイオマスタウン構想の実現に向け資源の循環利用を推進することを目的に、市のホームページに資源の循環利用のページを作成したり、ボランティアや市民モニターとともにおひさまたい肥の取り組みや廃食油の再活用等を行っているという答弁がありました。

また、鳥獣害防止対策協議会負担金について、平成22年度におけるイノシシの防護柵等の成果について教えてほしいという問いに対し、平成22年度はイノシシの捕獲わなの材料30セット、ワイヤーメッシュ柵5.5キロメートル分を購入、設置をした。成果としてはイノシシ179頭を捕獲し、柵によりイノシシの被害は少なくなったという答弁があり、さらに、害獣として駆除するに当たっての許認可権は市にあるのかという問いに対し、駆除の許認可権については市が持っており、金剛生駒紀泉国定公園は鳥獣保護区だが、市の許認可があれば狩猟できる。また、本事業の広域化については、昨年、知事に要望を出し、ダイヤモンドトレールでもって観光化を進める中で、部会を設置して協力することになっているという答弁がありました。

また、マスコットキャラクター作成委託料について、着ぐるみの貸し出し件数の増加により2体目を作成されたということだが、葛城市のマスコットキャラクター蓮花ちゃんのイベント参加回数及び貸し出し回数、PR活動に係る費用はどうしているのか教えてほしいという問いに対し、着ぐるみの中に入る方については、緊急雇用創出事業でアルバイト雇用している。イベント参加回数は市内153回、市外26回の計179回、着ぐるみの貸し出し回数については市内18回、市外51回の計69回となっている。PR活動で必要な経費については観光協会が負担しているとの答弁がありました。

また、中小企業融資の受付状況について教えてほしいという問いに対し、平成22年度末の融資利子補給件数は145件で、そのうち平成22年度中に償還完了件数は32件、また未償還開始

件数は6件で、保証件数としては119件となっている。平成22年度末の保証残高は2億2,399万6,700円で、平成22年度の貸付については1億1,403万5,000円となっており、貸付金不足により融資を受けられなかった方はいなかったという答弁がありました。

次に土木費では、土木総務費の道路台帳作成業務委託料や地方特定道路整備事業の公有財産購入費といった、平成21年度から平成22年度に繰越明許しさらに平成23年度に繰越明許される事業について、その事業執行状況はという問いに対し、道路台帳作成業務委託料については紙ベースの道路台帳を電算化し管理していくということで、平成22年6月に完了し、現在システム稼働している。さらに平成23年度に繰り越しされる分については地域活性化事業（仮称）道の駅計画策定委託料として、当初は平成22年度中に執行予定していたが、事業計画に遅延が生じたため、平成23年度に予算繰り越しの上で執行させていただいた。また、公有財産購入費については、新庄駅前通り線街路事業に伴う水路部分の用地買収のうち、マンション部分について、居住者の78軒とは契約完了しているが、差し押さえや競売物件等になった部分が4軒あり、平成22年度中の契約完了見込みがなくなったということで、未契約分150万円を繰り越す形になった。未契約の部分は今年度中に契約を完了の見込みとなっているという答弁がありました。

次に消防費では、葛城市消防本部の基準人員と現人員は何名か、また、勤務体制はどのようにされているのかという問いに対し、消防力の指針で示されている基準人員は65名で、条例定数50名に対し平成22年度末の人員は46名であり、充足率は70.77%となっている。勤務体制については46名のうち2名が出向中であり、日勤者8名、隔勤者36名で1班、1当務12名体制の3班編成としており、1当直平均12名による24時間勤務体制である。緊急出動が重複した場合は、非番員、公休者を非常招集して対応しており、平成22年度で109回の非常招集を行った。また、緊急出動依頼が3件重なったときもあったが、中和広域消防組合へ応援依頼を行い対処したという答弁がありました。また、消防費に対する基準財政需要額と常備消防費に係る歳出総額は幾らになっているのかという問いに対し、平成22年度の基準財政需要額は6億480万5,000円で、常備消防費に係る歳出総額は5億748万2,804円であるという答弁があり、この答弁に対し、消防費に対する基準財政需要額と常備消防費に係る歳出総額には約1億円の乖離があり、充足率を高めることができると考えられるが、どのように考えられているのかという問いがあり、西葛消防の時代から切り詰めた人員管理をしながら不都合がないように葛城市を守ってきたが、一昨年に4名の職員を採用することにより勤務体制を2班体制から3班体制にすることができ、非番職員への負担軽減等につながっている。また、現在、奈良県下で消防広域化について話し合われており、平成25年には答えを出していかなければならないところであり、それにあわせて葛城市消防のあり方、定数管理のあり方も含めて考えていきたいという答弁がありました。また、消防施設費の事業内容と財源の内訳について教えてほしい、また、この地元負担金を歳入の寄付金で受けているがどういうことかという問いに対し、消火栓の設置で2カ所、117万6,000円、消火栓の改修工事が1カ所で7万4,000円、さらに防火水槽1カ所設置に当たり939万7,500円の工事費となっており、大字要望によるものについては事業費の1割を地元から寄付いただいている。また、消防施設整備事

業補助金では、15カ大字から消火用具等の設置に伴う支出合計143万1,000円に対し補助金の申請があり、支出金額の3分の1となる47万7,000円を支出した。なお、地元負担金を寄付金で受けていることについては、以前は消防に必要な消防水利の設置要綱に記載されており、それにのっとなって受領していたが、内容が消防法の趣旨にそぐわないということから平成19年に要綱は廃止しており、それ以降は一般寄付金という形でいただいているという答弁がありました。また、東日本大震災の教訓に照らして、葛城市地域防災計画の見直しについてどのように考えているのかという問いに対し、奈良県からは平成23年度末から24年度にかけて奈良県地域防災計画を見直したいという回答をいただいているが、行政としては災害が起こったときに被害をできるだけ少なくしていく方法、いち早く復旧していく方法として、自治体クラウドによる住基データ等の保護や水道ビジョンを策定し災害対策を講じるとともに、早急に各大字における自主防災組織の整備をお願いするなど、東日本大震災などの災害を教訓に活かせるよういち早く情報収集し、地域防災計画というものをどのように策定していくべきか検討していきたいという答弁がありました。

教育費では、新庄小学校附属幼稚園について、敷地が道路用地にかかり414平方メートル減ったことについて、子どもたちに与えた影響は、また耐震の結果だけで園舎を建てかえるのではなく、これを機に狭い、危ないと言われているところからの移転を考える余地はあると思うがという問いに対し、敷地が減った場所は花壇や植栽があった場所であり、子どもたちの補助的な活動の場であった。このことにより子どもたちの楽しむ場所が若干減ったと思われるが、植物の栽培をプランターで行うなど、可能な限り子どもたちの楽しみを減少しないよう工夫をしている。園舎の移転については、校区の中で、今まで幼稚園があった場所という伝統や、附属幼稚園の幼小一体という趣旨などを考えると、諸条件により手狭ということや小学校へ行くには道路を横切る危険性もあるが、この場所が望ましいと考える。自分たちの財産の中で、また合併特例債を使ってやっていかなければならないなど、いろいろな制約の中で、狭さということでは最良ではないかもしれないが、ベターであるという判断をした。隣地の取得や借用については努力を続けたいという答弁がありました。この答弁に対し、将来の危険性があるならばこの機会に移転について検討する土台にのせるべきであるという意見がありました。また、学校図書購入で、小・中学校の充足率は、また決算額が減少した理由はという問いに対し、平成23年3月現在の充足率は、小学校5校の平均で118.6%、中学校2校の平均で94.4%となっている。減額の理由として、図書購入については各学校に対して生徒数の人数割りで行っており、生徒数の減少によるものであるという答弁がありました。また、スクールカウンセラー事業の状況について、不登校の実態とあわせて教えてほしいという問いに対し、現在新庄中学校には県から派遣いただいているスクールカウンセラー1名、白鳳中学校には市から派遣しているスクールカウンセラー1名を配置しており、また不登校などの相談が必要な児童についてはふたかみ教室において相談を受けている。本市における不登校児童については、現在中学校で35名前後、小学校については10名前後だったが、最近では1けたに減っている。不登校の要因としては、半数以上の生徒が心理的なものが要因であり、その他の要因としては健康面や家庭環境といったものがあるという答弁がありました。

また、平成21年度から先行実施している英語教育について、平成23年度の本格実施を迎えるに当たってその成果について伺いたいという問いに対し、小・中学校のALTについては、学習指導要綱では5年、6年生に週1回の授業となっているが、葛城市では幼稚園から英語に触れてもらっている。5、6年生については当初は2週間に1回ALTの先生による授業を行っていたが、昨年からは毎週行っており、ALTの先生が来られない週は、英語の教師免許を持たれていない小学校の先生に夏休みに3日間の研修を受けていただくなど英語に慣れていただいて、学校の先生に授業をしていただいている。また、葛城市の英語カリキュラムの試行版を策定し1年間実施したが、いろいろな反省点が出てきたため、今年度はその修正作業に取り組み、修正版を葛城市の英語カリキュラムとして策定するという答弁がありました。

歳入では、個人市民税の調定額において、対前年度比32.1%の減となっているが、その原因について把握されているかという問いに対し、平成20年9月のリーマンショックと言われる世界的な金融危機、世界同時不況による影響で、平成21年の普通徴収の所得では給与所得、営業所得、分離課税所得、農業所得の合計で、前年度比1億6,184万9,000円の大幅な減額になっているという答弁がありました。また、固定資産税の土地について、前年度と比較した場合0.3%の減となっているが、どのような理由によるものかという問いに対し、主な理由としては特定市街化区域内農地の課税については、合併特例法の宅地並み課税停止特例措置により、合併から平成21年までの5年間減額されていたが、適用期間が終わり今後5年間で段階的に本則課税となることから、平成22年度は評価額を3分の1にして更に80%減額して課税標準額が決まるため、かなりの減額となったことや、路線価の下落修正により3.5%の修正があったことなどが考えられるという答弁がありました。また、地方交付税の当初見込みと、増額となっている決算額の差について説明願いたいという問いに対し、地方交付税のふえた要因としては、基準財政需要額では基礎となる個別算定経費や包括算定経費が当初の伸び率よりもふえたことにより、振りかえ前よりも2億1,121万3,000円の増となり、臨時財政対策債については、当初より約10%増の1億1,600万円余りがふえ、その結果振りかえ後の基準財政需要額が9,495万4,000円の増となった。また基準財政収入額では、当初予算と比較して個人市民税所得割りで5,700万円の減、法人税割りで1億7,200万円余りの減となったことなどが考えられるという答弁がありました。

総括質疑では、平成22年度決算において、一般会計の実質収支が6億8,903万716円の黒字となった理由はという問いに対し、大きな理由としては、平成21年度からの繰越金が当初予算より2億1,570万円余りふえたことや、市税、普通交付税、特別交付税あわせて6億1,900万円余りの増となった。さらに臨時財政対策債が1億1,620万円ふえたことや、国の臨時交付金1億8,163万円余りが一般財源から特定財源へ財源振りかえができたことなどにより、歳入では当初予算に比べ11億3,300万円余りの増となった。また、歳出では国保、下水道、後期高齢者医療といった特別会計への繰出金が、当初予算よりも2億600万円余り少なかったこと、また、平成21年度から22年度への繰越事業に伴う歳入歳出の差額が2,900万円余りあったことなど、歳入の増と歳出の減があわさったことによりこのような結果となったという答弁があ

りました。また、平成22年度の繰越明許費が非常に多かった理由はという問いに対し、国の臨時交付金による事業が平成21年度から22年度へ繰り越しされて執行された事業として4事業、また平成22年度から23年度へ繰り越しされて執行された事業が9事業あるなど、やむを得ない理由によるものが多くあったことと、数々の事業の遅延によるものである。事業の遅延によるものについては深く反省し、平成23年度はできるだけ繰り越しをなくすよう努力していきたいという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第2号、平成22年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

特定健診の対象者数、受診者数、受診率の平成21年度との対比はという問いに対し、平成21年度の対象者数6,596人、受診者数1,114人、受診率16.9%に対し、平成22年度は対象者数6,668人、受診者数1,339人、受診率20.1%と、3.2%の増加であったという答弁がありました。また、昨年度からがん検診等とのセットで行う総合健診方式をされているが、受診率の伸びた要因はという問いに対し、各種団体、農業委員会、消防団、民生委員、商工会等に対しPRをするとともに、平成21年度からの未受診者に対しアンケート調査や勧奨通知を送付している。また県内の集合契約した医療機関での個別健診及び特定健診と各種がん検診とのセットで、集団検診できることをPRしているという答弁がありました。また、一般会計からの法定外繰り入れ1億7,000万円を受けているが、総括的な状況はという問いに対し、平成22年度は前年度比で医療費が4.7%伸び、国保税収入で2.9%減になっている。一般会計よりの繰り入れ1億7,000万円で1億800万円の黒字になっており、平成18年度の条例改正から一般会計よりの繰り入れにより財政を堅持しているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第3号、平成22年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてであります。

質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号、平成22年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護予防事業の特定高齢者の実態把握事業において、日常生活に関する質問票の配布対象者数とその回収率、結果を踏まえてどの程度の方が特定高齢者となられたのかという問いに対し、質問票の配布は1,248名、回収したのは930名、質問のチェック項目から特定高齢者の候補として203名に絞り、生活機能評価の受診等を経て特定高齢者は63名となったという答弁がありました。また、第4期事業計画の介護保険料改訂時に、介護給付費準備基金積立金から5,200万円を取り崩して財源に充てた経緯があるが、その後黒字決算ながら基金積み立てをして大きな額になっている。どのように分析しているのかという問いに対し、第4期事業計画において、基金5,200万円を取り崩して介護保険料を第3期と同じように4,100円に抑制した。サービス利用の実績が計画を下回って、結果的に余剰金が発生して4,300万余りの積み立てをすることとなった。今後、第5期事業計画に向けて基金の積み立ての適正な活用を考え

ていきたいという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号、平成22年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号、平成22年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

学校給食費が平成22年度より値上げになっているが、滞納金額と滞納されている人数は多くなったのかという問いに対し、給食費が上がる前の平成21年度は27万3,200円で36件、平成22年度は53万800円で137件であるという答弁があり、さらに137件の滞納の回収方法はどういう問いに対し、まず学校の集金口座で引き落としをし、できない場合文書で督促を出し、それ以後納入いただけない場合は保護者との電話連絡、家庭訪問等対面をお願いしていくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号、平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号、平成22年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第9号、平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第10号、平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療保険は平成22年度が2年に1度の保険料の改正の年になるが、どのように改正されたのか、またどれだけ負担増になったのかという問いに対し、均等割額が平成21年度まで3万9,900円だったが、平成22年度から4万800円になり、所得割は平成21年度まで7.5%だったが平成22年度から7.7%になった。基礎控除後の総所得金額にこの所得割を掛けることになっている。保険料は318万5,500円増加になり、同じ被保険者数として計算した場合、1人当たり877円の増になるという答弁がありました。また、後期高齢者医療保険料の収納率や滞納状況、また短期保険証の発行状況はどういう問いに対し、平成22年度普通徴収収納率は、現年度分で98.12%となっている。滞納状況は平成22年度で242万5,600円の収入未済額が発生しており、その後、平成23年8月1日現在で42万3,000円収納され、200万2,600円が収入未済額となっている。また、短期保険証の発行状況は平成23年8月1日現在で20件となっ

ているという答弁がありました。また、後期高齢者医療制度の健康診査の状況はという問いに対し、平成22年度の対象者3,629名に対し321名が受診され、8.85%の受診率となっており、後期高齢者医療広域連合を通じて健康診査の周知を行っているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第11号、平成22年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成22年度の水道事業決算状況は1億3,246万2,264円の純利益で、過去最高の利益を上げており、理由の一つとして事業所への給水利益が10%アップしたということであるが、それ以外に考えられる要因はという問いに対し、平成16年度には水道水を1立方メートルつくるのに必要とする経費である給水原価は147円41銭、使用者からいただく1立方メートル当たりの平均単価である供給単価も147円41銭ということであったが、平成22年度の給水原価については120円92銭、供給単価144円72銭ということで、給水原価の経費節減に努めた結果であると受けとめているとの答弁がありました。

また、固定資産購入費の中の土地購入費について、購入した土地の場所と面積、購入時期、購入目的について教えてほしいという問いに対して、大字兵家にある別所池に接する西側3筆の田畑で、内訳は602平方メートルの田、351平方メートルの田、49平方メートルの畑で、合計1,002平方メートルである。もともと土地開発公社から土地開発基金で取得し保有していた土地で、平成14年6月20日に竣工した兵家浄水場と竹内浄水場を結ぶ送水連絡管の工事で水道管を埋設し、葛城市の名義の土地であったので水道用地として、取得した価格で平成23年3月に購入したとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上11議案について、審査の概要及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

長時間ありがとうございました。

西川議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第1号の平成22年度一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

小泉自公政権以来の構造改革によって、労働法制を始めとした規制緩和によって働く人の3人に1人は派遣や請負、パートなどの不安定な仕事にしかつげず、年収200万円以下の働く

貧困層が1,000万人を超えました。勤労者の雇用者報酬は18年前の水準に落ち込んでいます。生活保護世帯は平成22年10月時点で過去最多の141万世帯に上り、病気や障害がなく働ける年齢世帯の生活保護はこの2年で倍増しました。葛城市でもこの5年間で40世帯、39%ふえています。厳しい経済危機に直面し雇用不安が一層広がる中で、将来への不安を感じている国民、市民は史上最高の67%に達しています。地方自治体財政も三位一体改革以来、地方交付税が5兆2,000億円、国庫補助金で5兆1,000億円削減されるなど、厳しい財政運営を余儀なくされてきました。地方自治体の第一の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。このようなときこそ、市民の命と暮らしを守り支える役割を果たさなければなりません。平成22年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうか問われなければなりません。平成22年度一般会計予算の提案では、歳入において市税収入の減額を予測し、地方交付税も大幅な増額が期待できないなど、一般財源の安定的な確保は非常に困難であるとして、財源不足を補うために財政調整基金積立金から3億5,000万円を繰り入れ、収支の均衡を図ったと説明されました。ところが、本決算では国の地方財政計画による地方交付税の1兆1,000億円の増額や、臨時財政対策債2兆5,000億円の増額によって、地方交付税で3億9,372万円、臨時財政対策債も1億1,620万円の増収になっています。さらに、麻生政権に続く民主党政権による経済雇用対策の第2次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金5,000億円などによって、地域活性化臨時交付金の活用による財源の振りかえにより、財源が1億8,163万円浮くこととなりました。内部的には、市税収入が当初予算の見込み額より2億2,590万円上回りました。一般会計から国保特別会計や下水道特別会計に対する繰出金が1億5,795万円が繰り戻されています。さらに21年度の剰余金から2億1,570万円が繰越金として収入されるなどにより、財政調整基金積立金から繰り入れていた3億5,000万円を全額基金に繰り戻すとともに、新たに4億6,000万円を財政調整基金に積み増しました。その上で、実質収支で6億8,903万円の黒字決算となっているのであります。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてきましたが、昨年引き続き一息つける決算となったわけであります。しかし、市民の暮らしや経営は長引く不況の中で、一息どころか青息吐息であります。平成22年度の個人住民税の調定額は14億9,532万円、前年比でマイナス9.3ポイント、1億5,408万円もの大幅な減収になっています。とりわけ、自営業者や中小零細企業に働く勤労者などの普通徴収では、前年比マイナス23.8ポイントと、1億2,550万円の減収となっています。個人市民税の減収額の実に81.4%を占める、近年にない大幅な減収となっています。地域経済の低迷、厳しい雇用環境の広がりによって、市民の所得が大きく落ち込み、苦しい生活や経営を余儀なくされていることを証明しています。固定資産税は土地で7億7,607万円、前年比マイナス3.3%、2,621万円の減収になっていますが、地方圏の商用地、住宅地の公示価格が平成5年から18年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されておりません。これは平成4年1月12日、旧自治省が発した一遍の通達で、これまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。さらに、平成9年の評価がえのときに導入した負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となってきました。事前調整にも

かわらず、高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を押しつけているのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し市民の暮らしを守り、支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄付金等の名による住民負担の問題であります。平成22年度も防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は、防火水槽設置寄付金で93万9,000円、消火栓設置改修寄付金で12万5,000円、さらにホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担は95万4,000円となっています。地方財政法第4条の5、割り当てる寄付等の禁止の規定は、税外負担の解消を促進する趣旨で、法律第226号により、地方公共団体は寄付金を住民に割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないとの規定が加えられたことによるものです。この法律の趣旨、目的は元来寄付金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず割り当てて強制的に、また、これに相当する行為もするようなことはあってはならないと解されているのであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第228条の規定に基づき、条例に定めて行うべきであります。また、国の補助事業、起債事業に関係者から寄付金を徴収することは、事業の趣旨に反すると考えます。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持することは地方自治体の基本的な責務であり、市の責任で財源を確保し、地元の要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、住民の安全防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の修理や設置に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低く合併時の約束を裏切るもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置すべきであります。

次に、障害者福祉についてであります。自立支援法の施行から4年が経過しました。サービスの利用はこれまで、収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法は障害を自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけたのであります。葛城市では非課税世帯の利用料の免除などにより、その負担率は3%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障害者にとっては大きな負担であります。自立支援法によって障害者の負担増の総額は700億円、逆に国の負担は350億円の削減になっています。今、国は、多くのサービスが必要な重度の障害者ほど負担が重くなる応益に対する障害者家族、サービス事業者等の批判を受け、改正を余儀なくされています、国の財政優先、障害者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障害者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を始め、さらなる市独自の障害者と家族、事業者に対する支援の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。本年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げされる改訂が実施されました。経

過措置として平成22年度中は130円とされましたが、市内の業者や収集業者の要請、議会の議決により、当分の間130円を継続することとなったところであります。それでも、この10カ月で900万円の負担増となっています。厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支え頑張っている商店、事業所などの経営を圧迫しています。地域経済の活性化や雇用の拡大、さらにごみの減量やリサイクルに連携共同して取り組むべきパートナーに負担を強いることは逆さまなことであり、手数料の値上げは認めることはできません。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した唯一の農業振興のソフト事業とも言える戸別補償制度が始めて実施され、反当たり1万5,000円の補償がされましたが、多様な農業経営の現状からどれほどの効果があったか検証できないというのが現実であります。何よりも現在の米価は30キロ当たり3,000円と惨憺たる状況で、米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻しています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業と同様、日本の、葛城市の農業振興や国民の食糧を補償するものではなく、単なる米の生産調整、減反政策にはかありません。このままでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。現在の基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に、集落営農など多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在、有線放送の地域ではトランペットが3,990円、さらに軒下から室内への配線設置工事も市民負担となっています。一方、防災無線の地域では、トランペットは無償貸与となっています。住んでいる地域によって負担がこれほど異なることは、著しく均衡を欠くもので認めがたいものであります。公平の原則から早急な改善を求めるものであります。

次に、都市基盤整備道路整備事業等についてであります。平成23年度には20年来懸案だった街路事業の近鉄新庄駅前通り線が完了します。現在、平成25年の竣工を目指して尺土駅前周辺整備事業が進行中です。新たに国鉄坊城線が交付金事業として着工されることになっています。総合計画等に基づき都市基盤整備に必要とされている基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、住民の身近な集落内道路や通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障害者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。何よりも、新市計画に基づく事業に、給食センターや新庄幼稚園の建設事業を追加しなければならない状況の中では、合併の特例の期限である平成26年以降を見通した新市計画の見直しが求められます。さらに、普通交付税の一本算定、合併特例債の償還、今日の社会経済情勢などを織り込んだ財政計画の見通しのもとで進めるべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。今、大規模災害に備えるとして、国や県の言いなりに奈良縣市町村消防の広域化を進める協議会が設置され、住民や議会を協議の場から外

して広域化が進められています。ところが、全国では、消防本部の統合に必要な協議会を設置した地域は10%台にとどまっています。突出している奈良県でも、財政の分担や財産の取扱いなど、奈良市や生駒市などの規模の大きな自治体との調整が難航し、協議は停滞しています。本市消防署の実態は、救急出動の増加により非番職員の非常招集が常態化するなど、職員に過重な負担がかかっています。今やるべきことは、市民の生命、財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員、質の向上など消防力の充実強化を図ることです。基準財政需要額の消防費の規模からして、財源は確保できます。東日本大震災の教訓からしても、地域のコミュニティに精通し住民の顔が見える消防署が今こそ求められています。さらに大規模災害等に備えて、近隣広域消防との連携協力を進め、人員、機材の交流や融通、共同の訓練等に取り組むこと、地域防災計画の周知徹底と具体化を急ぐとともに、東日本大震災の教訓を活かした見直しに直ちに着手すべきであります。

消費者相談事業の充実、磐城第2保育所の建設、緊急雇用創出事業など、評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により、反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 それでは、認第1号、平成22年度葛城市一般会計決算認定における、賛成の立場の討論をさせていただきます。

平成22年度にあつては、前年度より引き続く世界同時不況による金融危機が地域経済に暗い影を落としたまま、地域経済の停滞は雇用や所得など地域住民の暮らしを直撃し、それが個人消費の低迷を招いて地域経済全体を更に冷え込ませているわけです。こうした負の連鎖の歯どめ、あらゆる政策手段を総動員することが望まれる中、地方自治においては、国・県との情報を密に新たな経済対策をしっかりと確立し、負担増、格差の緩和など、市民生活に重きを置いた政策の実現に努めていかなければならない。このような中にあつて、平成22年度葛城市一般会計決算においては、歳入額134億1,156万2,000円に対し、歳出額126億945万2,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて実質収支は6億8,903万1,000円となり、大幅な黒字収支となったところであります。歳入総額が前年度から増額となった主な要因については、自主財源の確保の取り組みとして、市民から徴収する市税の収納率を改善し、税負担の公平性の観点から見ても理解を求めて、収納業務に取り組んだ効果が認められるところであります。また、国から地方への財源措置である普通交付税や特別交付税において、当初予算より増資されて交付されたことも要因であったと感ずるものであります。歳出面における黒字収支となった要因としては、職員の方が一丸となって行財政改革に取り組み、経費節約を心がけ、最小の経費で最大の効果を見出す努力の積み重ねによって経費の抑制がとれ、収支につながったものと評価をするところであります。また、前年度から繰り越した財源を活用し、事業を執行することで、財源振りかえによる事業運営ができたことは成果として思われますが、一方で本決算における不用額が6億1,886万円に上る額を計上したこと、また、翌年度に繰り越す事業が多く、独立会計年度の原則から見ても歓迎するもので

はありません。今後、事業の進捗において、理事者は事業の必要性や事業の進捗状況を再度検証し、的確な指導のもと事業完了と有効的な財源の活用を求めておきたいと思っております。

まちづくり全般にわたる事務事業を推進することに当たっての執行率は全体で92.4%であり、市民生活における行政サービスがそれぞれの事業において推進をされた中、平成22年度から新たな取り組みとして実施した幼児2人同乗自転車購入の補助事業や、市民活動に対する支援事業としての補助制度の確立、市民から意見を求める限られた行政資源を有効に活用することを求めた市民判定会などは、多くの市民から評価を得られていることと感ずるものであります。国の事業であった子ども手当交付事業について、短期間であった事業執行期間にもかかわらず、関係部局、各所管が連携をとり、推進に取り組んできたことで、従前の児童手当事業から拡充措置となった本事業を順調に交付できたものと評価するものであります。

さらに、市民健康づくり施策と子育て支援の観点からその重要性が認識をされていた各予防ワクチン接種事業において、任意接種としてその接種料の自己負担額が高額なため、ワクチン接種を控えていた子宮頸がんワクチン及び乳幼児のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種について、平成22年度補正予算を計上して、県下自治体に先駆けて年度途中から各ワクチン接種助成事業を推進されたことで、当該ワクチン接種を求める希望者が予想以上に多くあったことで見受けられるよう、住民ニーズに見合った施策の実現であると評価するものであります。

教育関係においては、新市建設計画に沿って各教育施設が耐震工事を実施し、安心して安全な学校教育の環境整備を推進でき、新たな法整備による県のモデル事業として子ども、若者育成事業を構築する体制づくりが実施されたことは、県下自治体からも注目しており、今後において事業の推進を期するところであります。また、さきの文科省で示した平成22年度学校図書館の現状に関する調書の中において、公立小学校の図書標準達成状況、いわゆる充足率の結果では、県下12市中唯一本市の各小学校が全てその率が100%を達成しており、児童の読書意欲の向上及び読解力の発達に大いに貢献いただいていることも評価するところであります。

おおむね継続事業においてその執行状況は、決算特別委員会で多くの議論を要した事業も見受けられますが、全体として各事業が執行された上、本市の財政状況はさきの監査委員の審査報告による財政健全化指標から見ても良好とされており、各特別会計への繰出金が前年度より減額であったことなど各行政当局が取り組んだ事業の経費を合理的に措置できたことにより決算年度末基金高が積み立てられ、前年度より増加したことは大いに評価ができるものであります。

以上の観点から、本決算において認定すべきと判断できる内容であります。今後もより一層行政サービスの向上に向け、業務に取り組んでいただくことを期待するものではあります。本年3月に発災をした、国難とも言える東日本大震災で国内経済は更に不透明さを増し、社会経済状況が悪化をたどることが予測される中において、市当局は市民生活の安定を図るため行政事務事業をより精査し、これから新市建設計画に伴う多くの事業を執行するに当たり、財政計画を十分協議し、将来にわたる安定した健全な行政運営を願うものであります。

以上の意見を申し添えて、賛成の立場の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第2号の平成22年度国民健康保険特別会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。国保税の大幅な引き上げは、長引く不況の中で苦しんでいる所得の低い加入者の生活を直撃し、安心して病院にかかれない状況を広げています。国保に加入している5,744世帯の所得の状況は、所得200万円以下の世帯が4,488世帯で加入世帯の78.13%、さらにその内容を見ますと、所得100万円以下の世帯が3,086世帯で53.73%、所得ゼロの世帯が1,693世帯で実に29.47%、加入者の3割を所得ゼロの世帯が占めているのであります。国保は所得のない所得の低い人が多く加入している保険であります。ところが、国保税は収入がなくても均等割や平等割、資産割が課税され、その上、所得割は基礎控除だけというただし書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない滞納世帯は744世帯、加入世帯の13.78%に上り、国保税の収納率は現年度分で91.05%、個人市民税の98.17%を7.12ポイントも下回り、収入未済額は6,433万円になっています。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は57世帯、さらに納付相談中が96件、居所不明49件など、市役所で保管されている保険証は145世帯になっています。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証を加入者に届ける手だてを早急にとるべきであります。この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大、平成18年度から平成21年度の4年間で国保税の消滅時効や滞納処分の執行停止等による不納欠損処分を1億4,604万円実施してまいりました。平成22年度も1,177万円の不納欠損処分を行い、4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円にまで減らしています。しかし、現年度分の収納率が低下する中で6,000万円を越える滞納が毎年新たにふえてきていますので、根本的な解決にはなりません。厳しい地

域経済、まともな仕事に就けない雇用環境の中で、払いたくても払えない低所得の世帯に対する減免制度の整備をし、払える国保税に改善して滞納をもとから抑えることが大切であります。葛城市国民健康保険条例第23条、国民健康保険の免除の規定では、市長は各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減額または免除することができるかとされています。この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準を見直し拡充する必要があります。この取扱基準には、条例第23条第2号の当該年度中の所得が皆無となったもの、またはこれに準ずるものと認めるもの規定を受けとめて、取扱基準では減免の範囲、第2条第3号において当該年度中の所得が皆無となったため生活が著しく困難になったもの、またこれに準ずるものと認めるものと、こう明記されています。ところが、取扱基準の減免の割合、第3条第3号の減免する必要があると認められるもの規定には、軽減または免除の割合の欄が空欄になっています。所得割を軽減するということではありますが、均等割も対象にして明記すべきであります。さらに問題は、所得が皆無となったものに準ずると認められるものの取扱基準が全く見当たりません。所得が皆無となったものの減免は当然のこととして、今日の厳しい雇用環境の中で長期に仕事につけない人、母子家庭や低年金の高齢者など、これに準ずる低所得者に対する適用こそ今最も求められているのであります。生活保護等を基準にした収入基準を設定し、適用の拡大を図るべきであります。平成22年度当初予算では一般会計から3億903万円の法定外の繰り入れをしていましたが、本決算において1億7,000万円に減額され、1億3,903万円は一般会計に引き上げられています。平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、今後3年間で一般会計から10億円の繰り入れをすとの約束に照らせば、繰入金は収入不足の単なる財源としてではなく、減額や不用となった場合はその全額を国保会計に繰り入れ、所要の額を財政調整基金に積み立て、国保財政の運営や減免制度の改善等に活用すべきであります。葛城市の平成22年度の被保険者1人当たりの医療費は26万9,812円と、県下で38番目、平成21年度は25万8,468円で一番低い医療費でした。市民被保険者の健康への留意、健康推進委員さんを始めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられています。ところが、市町村国保は市民保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を総医療費の45%から38.5%に大幅に削減したことが最大の原因であります。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかる社会保障制度として再構築すべきであります。一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、保険証の発行を抑えるなど評価できるものですが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 認第2号、平成22年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成討論を行います。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若者・若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営状況が続いている現状であります。平成22年度の決算は、年々保険税収入が減少する中で一般会計から1億7,000万円の法定外繰入金财源補てんを受け、年々増加する医療費等の経費を賄い黒字となった決算ですが、被保険者の健康の保持増進を図るため積極的に保険事業を推進され、生活習慣病予防のため平成20年4月より義務化された特定健康診査、特定保健指導の受診率が向上するとともに、継続的な保険事業の取り組みにより被保険者の健康への意識啓発がなされ、その結果として医療費が前年度決算よりも低い率の伸びとなり、1人当たりの医療費においても県内市町村の中で一番低い数値を保つという成果となっており、あらわれているものと考えられます。また、健康保険事業の適切な実施に努められたことによる国の特別財政調整交付金の増額などもあり、国民健康保険事業の円滑な運営が行われた決算であると評価できるものであります。国民健康保険制度は、被保険者である住民にとって必要不可欠な制度であり、必要なときに必要な医療を安心して受けることができる安定的な持続可能な制度運営が図られるよう、今後とも引き続き医療費の適正化などに歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

次に日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第4号の平成22年度介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成22年度の介護保険事業特別会計決算は、平成21年度から23年度までの3年間の第4期介護保険事業計画の2年目の決算であります。現在の第1号被保険者の介護保険料は平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げ、基準月額を4,100円に改定された保険料がそのまま引き継がれています。保険料の負担は、年金収入が減少している中で定率減税の廃止や老年者控除の廃止によって約100万人の高齢者が非課税から課税になるなどの、高齢者への負担強化とあいまって高齢者の生活に大きな不安を与えています。第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を越える方々の保険料は年金から有無も言わず天引きされ、それ以下の人は普通徴収されています。普通徴収された保険料の現年度分の収納率は85.3%、前年度よりマイナス0.5ポイントとなっています。この欠損処分を32万9,000円実施し、滞納額を1,492万1,000円に抑えていますが、毎年低下している収納率の推移を見れば過重な負担になっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護にかかる国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかもこのうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。平成22年度決算では実質収支で4,129万円の黒字、介護保険給付費準備基金の積立金が4,129万円で、基金の保有額は1億6,136万円になっています。昨年平成21年度の決算収支は実質収支で3,049万円の黒字、基金の積立額が4,156万円で保有額は1億2,136万円でした。更に黒字額が大きくなり、準備基金の保有額がふえる一方です。その大きな要因は、介護サービス給付費の当初予算額に対する執行率が、居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの介護サービス等諸費が87.46%、介護予防サービス等諸費も80.31%と、在宅介護を支えるかなめのサービスが当初予算を大きく割り込んでいること、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービスが、特別養護老人ホームの待機者が124人を超えているにもかかわらず、施設の定員が満杯で入所できない状況、老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく退院できない状況にあるなど、施設サービスを利用しようにも利用できないという、それが執行率99.3%にとどまっているのであります。第4期介護保険計画で策定された介護サービス給付費の見込み額、その見込み額に基づいて決定された第1号被保険者の保険料基準月額4,100円が適正であったのか、厳しく問われなければなりませんし、介護給付費準備基金積立金の取り崩しなど第5期介護保険事業計画の策定に活かされ

なければなりません。さらに平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の住居費を対象から外され、原則として全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費では多床室で月額2万5,000円、従来型の個室で4万8,000円、ユニット型個室では約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。同時に、身近なサービスであるデイサービスやショートステイの利用料も引き上げられ、今日の利用の低迷を招いているのであります。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度を整備すべきであります。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や、軽度の人介護サービスの切り捨ては、これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことを、みずから証明したものであります。我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には、高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。国の対応を待っていては間に合いません。民間事業者に頼らず葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、中川君。

中川議員 認第4号、平成22年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、高齢化が進む中、要介護認定者及び介護サービス利用件数においては微増となっておりますが、保険給付費では前年度を下回ったものとなっております。本市の介護予防を中心とした地域支援事業の展開及び地域包括支援センターが行う介護予防支援、自立支援事業などの取り組みが浸透してきたことが、介護給付費抑制の一因となっていることを評価する一方、歳入面において滞納繰越分の介護保険料が大きく膨らんでおり、早期の収納、財源の確保に努めていただきたいと思います。今後、高齢者の方はますますふえていき、要介護認定者も比例してふえていくことは避けられないところであります。今後におきましても、介護サービスが必要な方には適切なサービスの推進を図るとともに、住みなれた地域において健康で自立した日常生活ができる支援体制の確立にご尽力をいただき、介護保険財政の安定的な運営を図っていただきたいと思います。また、第5期事業計画に向けて、介護給付費準備基金についても適切な運用方法を検討していただくよう要望いたしまして、平成22年度葛城市介護保険特別会計決算認定についての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第8号は原案のとおり認定されました。
日程第9、認第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第9号は原案のとおり認定されました。
日程第10、認第10号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第10号の平成22年度後期高齢者医療保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法のもとの平等に反するもので、考え方自体が根本的に間違っていると云わなければなりません。平成22年度は2年ごとの保険料の改定によって保険料は所得割が7.5%から0.2%引き上げられ7.7%に、均等割は3万9,900円から900円引き上げられ4万800円となり、1人当たり877円の負担増、平均年間保険料は5万483円になりました。保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ代わりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで、75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象として国が医療に

責任を持つことになっていましたので、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、金の切れ目が命の切れ目となり、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。平成22年度の保険料の普通徴収は現年度分で98.12%と前年度より0.03ポイントマイナスになっていますが、介護保険料の85.3%や国保税の91.05%と比較しますと相当高い収納率になっています。持病を抱え病院だけとは厳しい生活の中でも命綱の保険料を懸命に払っている、そういう様子が伺えます。それでも滞納者は68人に上り、6カ月の短期保険証の発行は平成21年度の7件から平成22年8月には10件、更に平成23年8月時点では20件と倍増しています。普通徴収の対象は月収が1万5,000円以下の人で払いたくても払えないのが実情です。滞納の見せしめともいえる短期保険証の発行はやめるべきであります。後期高齢者医療制度のねらいは医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。こんな後期高齢者を別枠にして差別をする医療保険制度は、世界どこを見てもありません。中止撤回を強く求め、討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 認第10号、平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算について、賛成討論を行います。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて3年目の決算になります。制度創設当初は内容についての周知不足から、被保険者を始め多くの人に不安と混乱が生じたことから、国において高齢者医療の円滑な運営を図るため、保険料の軽減措置や納付方法において、加入者が年金天引きから口座振替を選択できるようになったことなど、制度の定着を目的としたさまざまな改革・改善が行われてきたところであります。平成22年度には2年ごとの保険料の見直しがあり、全国平均で高い率での増加が見込まれたところ、広域連合の努力により低い率での改定とされ、また、保険料の軽減措置はこれまでと同様継続されることとなりました。このような中、本決算につきましては歳入の保険料の徴収率は98.12%と前年度と同様に高い率で推移し、一方歳出の医療療養給付費負担金は前年度7.4%増と高い伸びを示している状況であります。保険料軽減にかかる県の負担金や一般会計からの繰入金などを財源として広域連合と連携を密にしながら健全な財政運営に努められ、この制度の円滑な運営が行われている決算であると思われ。現在国におきましては新たな高齢者医療制度の検討が進められており、高齢化社会が進む今後において高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる安定的な制度となるよう国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との情報の共有化を強化し、より一層安心した医療制度の構築に向け努力されることを望み、賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、認第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第11号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第11号は原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時48分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、日程第12、議第38号議案を議題といたします。

本案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。また、総務文教常任委員会では、付託議案以外に所管事項の調査についても審査願っておりますので、そのことについてもあわせて報告を求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 皆さん、こんにちは。

去る9月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件2項目につきまして、15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第38号について、また本委員会所管の調査案件2項目につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第38号、葛城市税条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正は全て地方税法の改正によるもので、市独自で考慮等した改正ではないのかという問いに対し、今回の改正の中身は全て地方税法の改正によるもので、独自の改正は行っていない。ただし、税条例の規定のうち、法令、政令、規則において明確に

規定されている地方団体ごとの選択判断の余地のないものについては、法律を引用すること等により条文を簡素化したという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

次に、本委員会の所管事項の調査についてご報告いたします。

現在、本委員会の調査事項として審査しております葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建てかえにつきましては、前回の委員会以降特に事業の進捗がないため、理事者からの報告はなく、委員からは簡単な図面でもよいのでできるだけ早い段階で事業内容について提示していただきたいという要望がありました。委員会といたしましては、これらの事業について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13、議第39号から日程第17、議第44号まで、以上5議案を一括議題といたします。本5議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。また、民生水道常任委員会では、付託議案以外に所管事項の調査についても審査を願っておりますので、そのこともあわせて報告を求めます。

7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 去る9月7日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました5議案と、9日の本会議におきまして付託されました1議案並びに本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程されております議第39号、議第41号、議第42号、議第43号並びに議第44号の5議案について、また本委員会所管の調査案件につきまして、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第39号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、介護給付費準備基金積立金に1,711万9,000円が増額補正されているが、補正後の基金総額はこの問いに對しまして、増額補正分を積み立てたあとの基金総額は1億6,541万5,000円となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号、平成23年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑では、霊苑事業費で修繕費30万円が計上されているが、その内容はという問いに對しまして、霊苑内にある古墳2基があるが、そのうち1基が雨水により浸食され陥没したための修繕費用であるという答弁がありました。また、本年度の霊苑の公募内容についてはという問いに對しまして、B区画45万円で50区画を予算計上していたが、公募の結果A区画が12区画、B区画が34区画、C区画が3区画の合計49区画となったため、差額を減額補正しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城第2保育所整備工事）についてであります。質疑では、総合評価落札方式で落札者を決定されているが、落札の経過についてはという問いに對し、5社が入札に応じ実施した。総合評価において基準点の100点に技術能力の加算点を加え、技術評価点を決定している。その結果、110点が1社、112点が1社、113点が1社、114点が2社となり、この114点2社については、株式会社奥村組と村本建設株式会社であった。入札額は5社とも最低制限比較価格の4億8,892万円であった。結果、入札金額と技術評価点を割り戻した最も高い評価値は23.316となり、株式会社奥村組と村本建設株式会社の2社が同点となった。そのためくじで候補者を決定することとなり、その結果第1候補として株式会社奥村組が、第2候補として村本建設株式会社を決定した。その後、総合評価審査委員会に報告し、第1候補である株式会社奥村組を落札者と決定したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会へ付託されました議案についての報告であります。

続きまして、本委員会の所管事項の調査であります。

當麻クリーンセンター解体に向けた取り組みについてをご報告いたします。

本件につきましては、理事者側から當麻クリーンセンター解体に伴う仮事務所の設置については、民間の建物を借りることで進めているが現在交渉中である。駐車場については高田バイパス高架下を借りることで、奈良国道事務所に承諾を得ているとの報告を受けました。

委員会といたしまして、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

以上です。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第13、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第40号議案を議題といたします。

本案は3つの常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

12番、赤井君。

赤井総務文教常任委員長 ただいま上程されております議第40号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第3号)につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果についてご報告いたします。質疑では、これまで市内各大字に対して交付していた3つの事業補助金と広報等配布報償費を、一括交付金としてされた理由について説明願いたいという問いに対し、現在各大字に交付しているまちづくり事業補助金、安心・安全なまちづくり事業補助金、市内一斉清掃補助金は、交付の趣旨が同じであり、広報等配布報償費はこれらの3つの補助金と算定方法が同じであるため、今回まちづくり一括交付金として交付させていただくことにした。交付方法が一括となるだけで、交付額の算定方法は同じで変わらない。一括に変更した理由としては、これまでそれぞれの事業に対して、所管する部局から大字に対

し別々に支払いをし、実績報告書をその都度提出いただいていたが、近年、各自治会で行われる事業の多様化などによりほかの補助金をその費用に充てることはできないか等の要望や、実績報告書をそれぞれ作成いただかなければならないことなどから、一括交付金にすることにより全体の補助金の割り振りは各大字の判断で行うことができ、実績報告書も一度提出いただくだけで済むといったことなどからの変更であるという答弁がありました。

次に、災害対策費の補正で上げられている内容について教えてほしいという問いに対し、本事業は、災害時要援護者支援マニュアルより災害時に高齢者や障害者などの援護を必要とする方を災害時要援護者登録台帳へ登録するため、本人が登録申請書に記載また提出いただくことにより登録台帳へ登録するものである。補正内容としては10月1日から3月末までのアルバイト1名分の人件費、登録カードや封筒などの消耗品費、さらには該当する方への申請用紙の送付に係る通信運搬費などであるという答弁がありました。

次に、今回消防団員等公務災害補償共済基金掛金では、当初予算の10倍近くの金額を補正され、増額されているがその理由はという問いに対し、東日本大震災で251名の消防団員が死亡または行方不明になり、平成23年度の損害補償が大きく増加することから、今年度に限り掛金を当初の1人当たり1,900円から2万4,700円に掛金を上げられたため、その差額に本市の消防団条例定数の115人を掛けた262万2,000円の増額補正をお願いしたいという答弁がありました。

次に地域防災組織育成事業補助金の内容について教えてほしいという問いに対し、大字竹内消防可搬ポンプ等の整備に、自治振興センターコミュニティ助成事業の採択を受けたので、200万円を補正に上げさせていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、藤井本君。

藤井本民生水道常任委員長 続きまして、民生水道常任委員会より議第40号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、本委員会の関係部分について審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、清掃費の塵芥処理費で、人件費や資源ごみ、分別処理委託料の増額補正が計上されているが、その内容はという問いに対し、委託業者のコンプライアンス違反のため9月末で契約を終了して新庄地区の資源ごみの収集を直営にし、処理は業者に委託するための費用として半年分を計上したとの答弁がありました。また、今までと比較して経費はどうか。今後の計画はという問いに対し、従来との費用比較は半年で約6,000万円の経費増になる。そのため経費の削減に向け、来年1月から随意契約ではなく入札での業者委託に変えていきたいと思っている。それまでの期間、10月から収集業務は現在シルバー人材センターで委託

を考えている。そのような状況となれば予算の組みかえを今後お願いしたいとの答弁がありました。また、同じく報償費で2,000万円が計上されているが内容はという問いに対し、當麻クリーンセンター解体に伴い當麻地区の可燃ごみを新庄クリーンセンターで焼却するため、笛堂区との協定案に基づく平成23年度に支払う協力金であるとの答弁がありました。

また、保健衛生費の健康づくり推進事業費で大腸がん検診委託料80万3,000円が増額補正計上されているが、その内容とPR方法はという問いに対し、厚生労働省の実施要綱に基づき、平成21年度から本市で行っていた女性特有がん検診に大腸がん検診を追加し、名称を大腸がん検診と変更し実施するものである。対象者は40歳から60歳の5歳刻みの方で、無料クーポン券を配布する。PRの方法としては、受診奨励として対象者2,400人に文書を郵送する予定をしており、そのための印刷製本費と通信運搬費を計上しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。なお、都市産業常任委員会におきましては、付託議案以外に所管事項の調査についても審査願っておりますので、そのことについてあわせて報告を求めます。

9番、阿古君。

阿古都市産業常任委員長 都市産業常任委員会より、議第40号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、本委員会の関係部分について及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その結果の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第40号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、農地費の瓦堂池の改修補強工事について、工事内容の概略を説明願いたいという問いに対し、瓦堂堤防のり面がくぼんでいるので、堤の幅約100メートル、のり面延長約40メートルを段切りし、堤体を安定させ、盛り土をしてのり面保護を行う。また、堤防補強だけではなく、池に設けている余水吐をカットしてゲートを設置し水量を調整できる仕組みに改良するという答弁がありました。また、土木費のまちづくり交付金事業国庫補助金の返還について、返還に至った経緯を説明願いたいという問いに対し、まちづくり交付金事業は平成17年から始まった事業で、都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して、事業費のおおむね40%の交付金が交付されるというもので、葛城市は平成17年に都市再生整備計画としてJR大和新庄駅東地区土地区画整備事業、市道国鉄坊城線道路改良事業、笛堂ふれあい公園整備事業、緑化運動・ガーデニング指導の4つの事業について交付決定を受け、平成19年に交付金の受け入れが終わっている。そのうち、市道国鉄坊城線道路改良事業の高架橋工事が平成20年9月議会で否決となり工事を見送ったこと、また道路改良延長の縮小に伴い、その差額の分について40%の返還金が発生する形になった。なお、見送った事業については、

本年度から社会資本整備総合交付金事業で事業推進を行っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会に付託されました議案についての報告といたします。

次に、本委員会の所管事項の調査であります。

大相撲地方巡業葛城場所の開催について、ご報告いたします。

本件につきましては、これまでの委員会において葛城場所の開催に向けた取り組みについて審査をしてまいりましたが、今回の委員会では理事者側より、今後は商工会、体育協会、観光協会等の代表から構成される実行委員会を組織し事業を進めていくという説明がありました。本委員会といたしましては、開催に向けて実行委員会等の組織も設立され事業が確実に推進していく土台もできましたので、調査事項としての一定の区切りがついたということで調査を終了することと決しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、議第40号議案について、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 賛成討論いたします。

今回、総務文教常任委員会に部分付託され審議されました、新庄小学校附属幼稚園の建てかえのための設計等委託料965万8,000円、これについて私の意見、要望をここで申し添え、賛成いたしたいというふうに考えております。

まず、補正予算として今回計上されましたのは、昨年度に実施された耐震審査の結果から、地震に強い建物にしようとするものであります。建物に問題があれば、こうしていち早く対応していく。これは当然のことながら評価したいというふうに思います。しかし、ここで申し上げておきたいのは、この幼稚園は以前から2つの課題が地域住民、保護者等から指摘をされています。1つは運動場の狭さ、2つ目は園の門の前の道路、いわゆる将来中道・諸線開通時の危険性というものであります。私は、この建てかえ時こそが、長年にわたりこの幼稚園が抱える課題解消に向けた検討が必要であるというふうに考えております。たまたま先日の4日前、24日の土曜日に開催されたこの幼稚園での運動会、開会式での園長先生のあいさつでは、保護者に向け、狭い運動場ではありますのでと、そういう言葉からあいさつが始まりました。教師はもちろんのこと保護者もそういうことを認めているところでありす。またこの日は、園敷地内に入れなくて歩道からフェンス越しに園児を応援する保護者、子どもたちの体力が不足すると指摘されている中でありす。また、この運動場が狭いがゆ

えに競技種目が制限されているんだなど考えたときに、今このときこそと、この思いを深めるものであります。教育施設の建設時、改築時、特に小学校や幼稚園では、保護者、教師、地域関係者らが協議会や組織を立ち上げ意見を出し合いながら検討がよく行われています。ぜひそういった関係者の声を検討に含めていただきたいと思うところであります。また、学校教育法の規定では、その規定に基づき幼稚園設置基準というものが定められています。この中には、園地、また園舎、運動場の面積が定められ、これを最低の基準とするというふうにされています。将来的な園児数を適切に予測した上で、最低基準のクリアをするというのはもちろんではありますが、葛城市の教育に適した快適な幼稚園教育、生活が送れる現場を望むものであります。そのために、さきに申し上げた2つの課題の解消には、拡張というものが大前提ではありますが、私は移転というものも視野、検討に入れ、地域が心待ちにする敷地の確保、その努力をこの機会に惜しまず、逃すことなくお願いしたい、このことを申し上げたいと思うわけでございます。

これをもって賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、発議第2号、取り調べの全過程の可視化を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井君。

赤井議員 ただいま上程賜りました発議第2号、取り調べの全過程の可視化を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

一昨年5月21日から裁判員制度が導入され、一般市民が公平公正かつ法と証拠に基づく司法判断に参加し、その際国民感覚が反映されるようなことが期待されています。しかしながら、裁判員となった国民が刑罰の判断を下す上においての心理的負担が大きくなっており、その要因を排除するためにも一般市民にとってわかりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもなく、できるだけ明瞭でわかりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させる上で大切なことです。そして、公正な取り調べが行われていることが、それが検証されることは重要なことです。言いかえれば、捜査官による違法な取り調べが行われ、威圧、暴行や利益誘導等による自白強

要、その結果として虚偽の自白によって冤罪が発生することは断じて許されません。このような観点から、取り調べの可視化は不可欠なものであり、それによって裁判を通じて、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に正確に行えることが期待できます。こうした状況の中で、検察庁、警察庁は取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出しましたが、適正な取り調べを確保する必要があることと、被疑者取り調べの録音・録画によるいわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取り調べのあり方を見直すことが必要です。よって、国におかれましては、録音・録画による刑事事件の取り調べの全過程可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を行われるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

西川議長 以上で、説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、発議第3号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井君。

赤井議員 ただいま上程賜りました発議第3号、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

学校施設は児童、生徒の学習、生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保はきわめて重要です。このたび、東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部と連携がとれなかった等々、学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がっ

てきました。文部科学省はことし7月、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてと題する緊急提言をとりまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。災害は待ってくれません。よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するため、活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

1、新・増改時のみ整備できるとされている貯水槽、自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

1、制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を、国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

1、学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみでなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

西川議長 以上で、説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、委員会付託を省略し討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり

り、葛城市市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

7日からの開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会の開会のあいさつでも申し上げましたが、台風12号が紀伊半島に甚大な被害をもたらしました、そして奈良県では十津川村、五条市におきましても痛々しいつめ跡を残し、いまだ土砂ダムの決壊の恐れがあり、不安な生活を送られている状況であります。1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。市議会といたしましても、できる範囲で支援をさせていただく所存でございます。

これで本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては各常任委員会また決算特別委員会の審議において、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成24年度の予算編成、また葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日に開会されました平成23年第3回葛城市議会定例会が、本日全日程を終えさせていただきます、閉会の運びとなりました。その間、提案をいたしました全議案、慎重にご審議を賜り、またいずれも可決、認定をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、会期中に議員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことをしっかりと受けとめながら、職員一同団結して明日からの市政運営に当たってまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

西川議長 以上で平成23年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時19分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

議 会 副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 阿 古 和 彦

署 名 議 員 溝 口 幸 夫